## 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの新増設等計画書」の概要

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る新規制基準等では、旧原子力安全委員会が定めた廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方の設計要求に対し、「廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止」、「核燃料物質の臨界防止」、「外部からの衝撃による損傷の防止」として竜巻及び火山の対策、「地震による損傷の防止」などについて、追加及び強化・明確化された。

新規制基準に対する施設設計の主要な評価項目に対する評価内容の変更の概要は、 以下のとおりである。

## (1) 地震による損傷の防止

新規制基準では、最新の知見などを踏まえ、特定震源による地震(プレート間地震、内陸地殻内地震、スラブ内地震)及び震源を特定せず策定する地震動に基づく基準地震動 S s を策定すること等が要求されており、以下のように対応する。

## (地震による損傷の防止の対策)

敷地周辺の地震発生状況等の反映による基準地震動評価

- ・プレート間地震として「三陸沖北部のプレート間大地震」を考慮するとと もに、仮想的にマグニチュード9クラスの地震を設定
- ・内陸地殻内地震として、敷地に対して相対的に影響の大きい地震として 「出戸西方断層による地震」(マグニチュード6.8)を選定
- ・スラブ内地震として、地震規模の大きい2011年宮城県沖の地震(マグニチュード7.2)と同様の地震が敷地周辺で発生することを想定
- ・震源を特定せず策定する地震動に対して、震源近傍の地震観測記録を収集し、敷地における地震動を設定等

及び評価結果として設計用応答スペクトル (600ガルに相当するスペクトル) を設定する。

設定した基準地震動Ssに対して、既設備対応の耐震補強は不要である。

以上